

小久保けんいち

Vol. 8

発行年月日：2016年11月11日 発行：埼玉県議会議員 小久保憲一

NEWS



消防団の現状

～地域のことは地域で守る！～

1. 消防団員数の減少

消防団とは

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に**自宅や職場から**現場へ駆けつけ、その**地域での経験を活かした**消火活動・救助活動を行う、**非常勤特別職の地方公務員**です。

他にも、火災予防広報や啓発活動、救命講習など幅広い活動を行っており、地域の安全に欠かせない存在です。

●災害時の活動

災害発生時には、**消防団員と消防職員が連携協働**し、様々な役割を担います。災害現場での消火をはじめ、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防御等、幅広い活動を行っています。

●火災予防・広報活動

火災が多く発生する時期に、消防車両から「カンカーン」と警戒音を鳴す**火災予防運動や歳末特別警戒での巡回、特別点検や出初式**といった広報活動を行うことで、地域の防災意識を高めています。

●高齢者への火災予防訪問

高齢者のお宅へ訪問し、**住宅用火災警報器の設置**など火災予防の注意喚起を行っています。

●救命講習

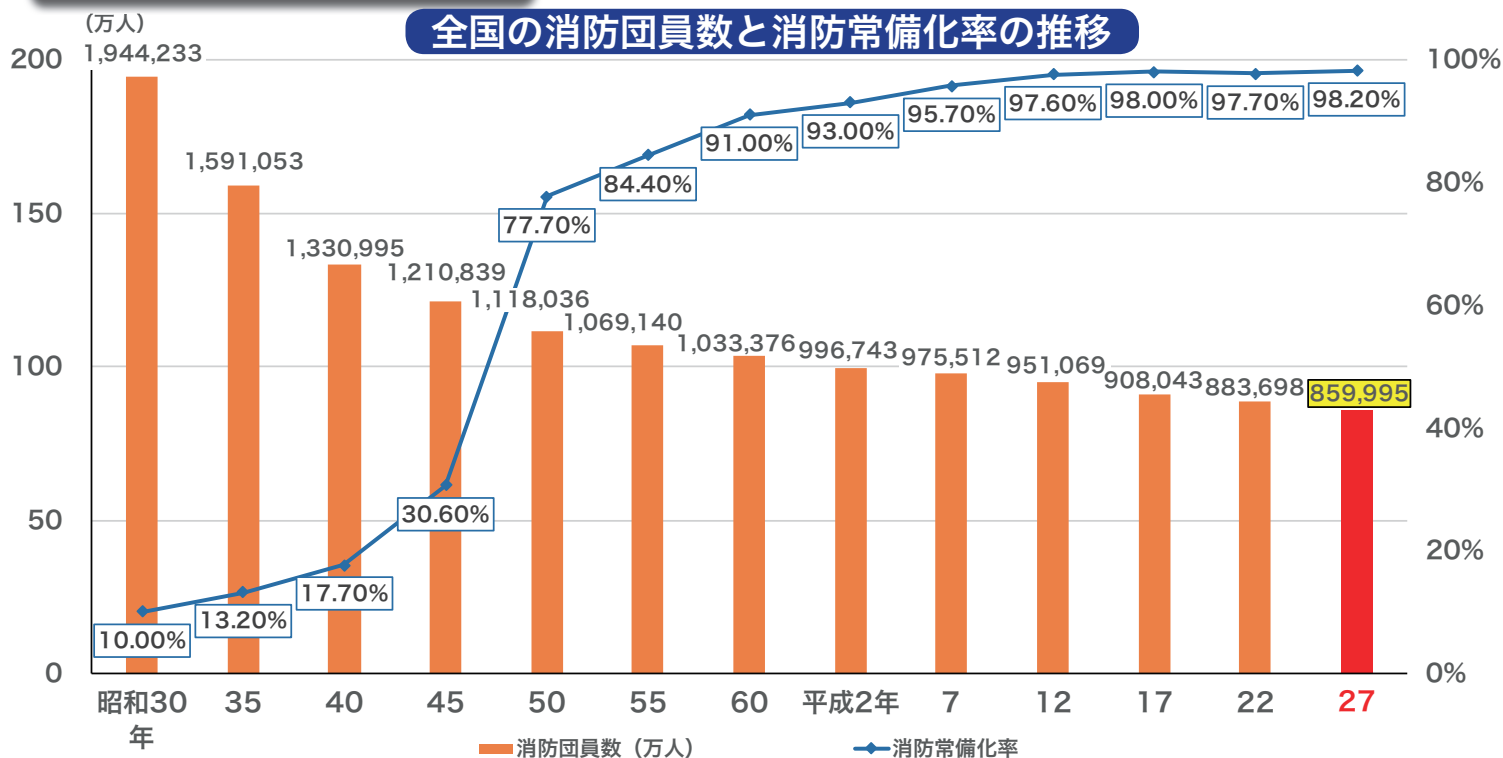
事故や急病、災害が発生した際、救急車が現場に着くまでの間、その場に居合せた方が応急手当を行えるよう、一般市民等に**AED や心肺蘇生法、止血法**を中心とした**講習会**を実施しています。



滑川消防団消防特別点検



①消防団員数の減少状況

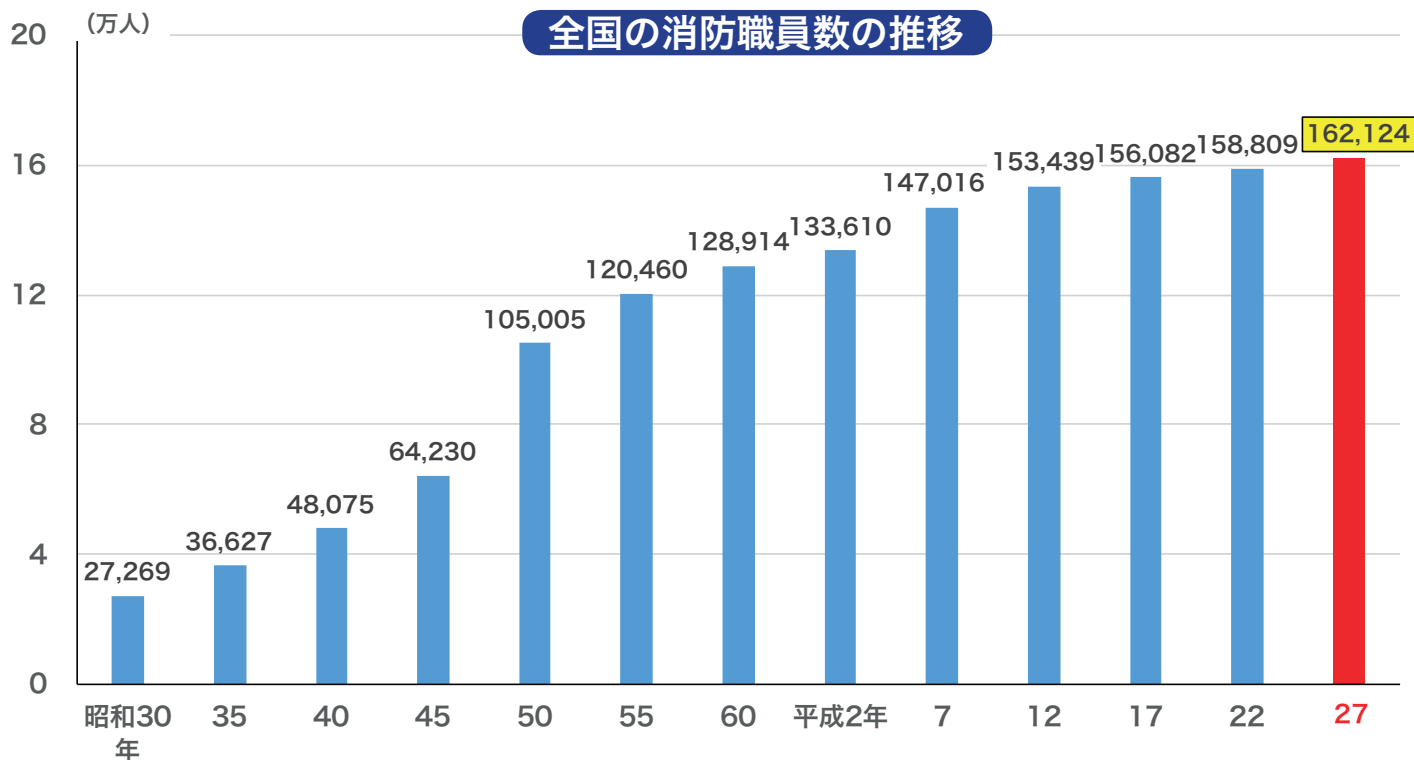


※消防常備化率：常備消防機関である消防本部及び、消防署を設置することを消防の常備化といい、常備化されている市町村の割合のことを指す。

昭和46年に改正された「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、すべての市に消防本部及び消防署の設置が義務づけられ、町村については人口、態容、気象条件等を考慮して自治大臣が指定することとされました。これにより、山間地や離島の一部の町村を除き、ほぼ**全国的に消防が常備化**されています。(常備化の進展に伴い、2003年に政令は廃止)

それに伴い、消防団員数は減り続けています。

一方で消防職員数は、下記のグラフの通り、常備化に伴い増加していますが、消防団員数の減少により、**消防組織全体としては、人員が減少**しています。

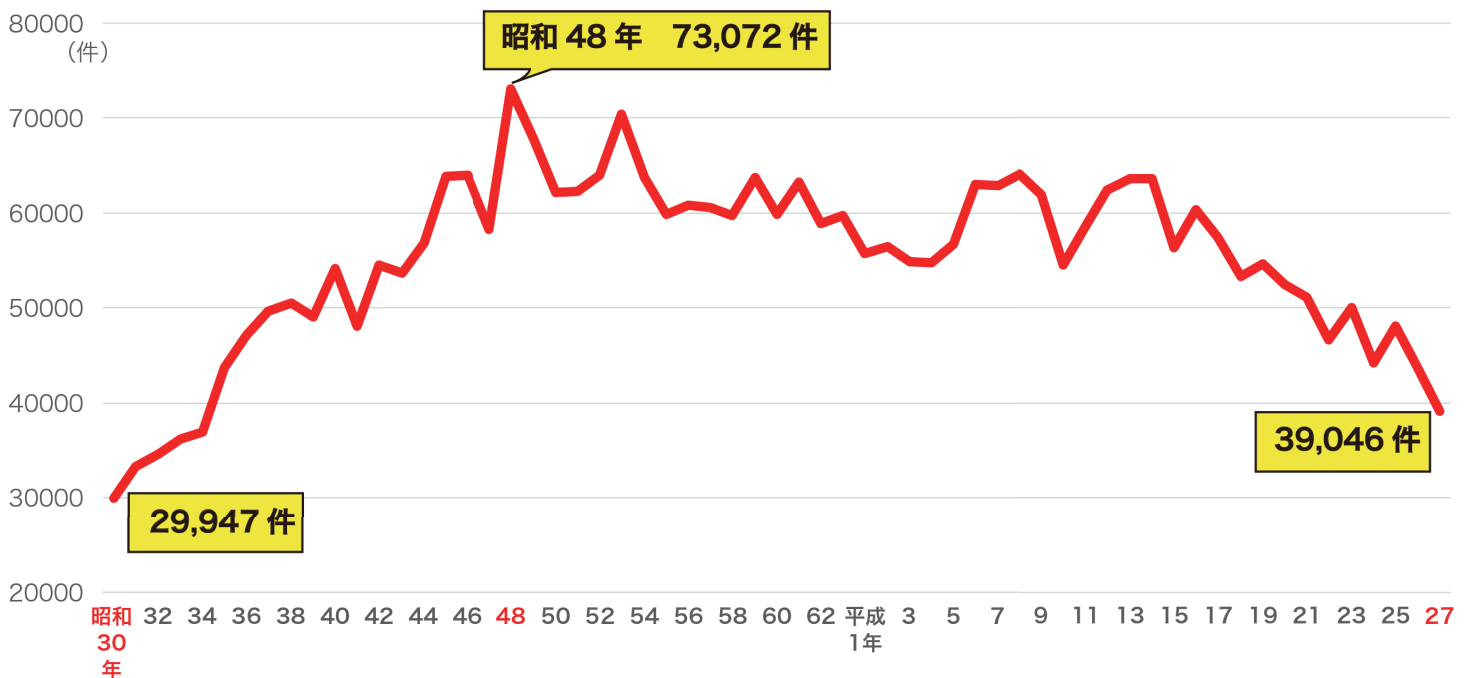


②全国の火災と消防組織

消防組織は、昭和30年では、消防団員**194万4,233人**、消防職員**2万7,269人**、計**197万1,502人**で構成されていました。しかし、平成27年には消防団員**85万9,995人**、消防職員**16万2,124人**、計**102万2,119人**と昭和30年のおよそ半数となっています。

これに対し**火災件数**は、昭和30年は**2万9,947件**でありましたが、平成27年には、**3万9,046件**となっています。火災は規模や発生状況により、様々な違いがあり、対応も異なります。また消防における消防ポンプ自動車等、機器の発達がありますが、消防組織にとって、明らかに負担が増加していると考えられます。

全国の火災件数



埼玉県の消防団

(平成27年4月1日現在)

	埼玉県	全国
消防団数	64 団体	2,208 団体
消防分団数	621 団体	22,549 団体
消防団員数	14,283 人	859,995 人
定員に対する充足率	92.04%	92.30%

比企広域消防本部管内団員数

(平成28年4月1日現在)

団 名	団 員 数	定 数	募集人数
東松山消防団	92	101	9
滑川消防団	60	60	0
嵐山消防団	92	100	8
小川消防団	130	130	0
吉見消防団	95	95	0
ときがわ消防団	125	145	20
東秩父消防団	107	109	2



都道府県別消防組織

	消防署	消防職員	消防団員	消防団 定数	消防団 充足率	消防組織 全体人員	消防組織 割合	出火 件数	出火 負担率	死者数	死者 発生率	火災 損害額	人口	面 積
北海道	127	9,098	25,686	28,669	89.60%	34,784	643	1,904	5.47	67	1.24	2,989,731	5,412,731	78,421.26
青森県	38	2,633	19,248	21,567	89.25%	21,881	1628	600	2.74	35	2.6	1,422,759	1,343,829	9,645.59
岩手県	26	1,972	22,202	26,030	85.29%	24,174	1869	479	1.98	41	3.17	1,344,032	1,293,617	15,275.01
宮城県	31	3,078	19,906	23,276	85.52%	22,984	990	777	3.38	28	1.21	1,069,901	2,321,042	7,282.22
秋田県	21	2,008	17,320	19,531	88.68%	19,328	1844	373	1.93	40	3.82	1,299,027	1,048,227	11,637.54
山形県	15	1,501	25,562	27,126	94.23%	27,063	2387	372	1.37	15	1.32	1,481,810	1,133,835	9,323.15
福島県	29	2,474	34,094	36,682	92.94%	36,568	1879	660	1.80	41	2.11	1,598,581	1,945,692	13,783.74
茨城県	65	4,396	23,632	25,973	90.99%	28,028	946	1,154	4.12	47	1.59	2,942,439	2,962,968	6,097.06
栃木県	26	2,431	14,875	15,937	93.34%	17,306	876	777	4.49	41	2.08	1,432,980	1,975,416	6,408.09
群馬県	36	2,555	11,786	12,784	92.19%	14,341	715	880	6.14	35	1.74	1,382,961	2,006,729	6,362.28
埼玉県	64	8,355	14,283	15,518	92.04%	22,638	310	1,983	8.76	72	0.99	5,005,345	7,306,325	3,797.75
千葉県	89	7,990	26,368	28,911	91.20%	34,358	549	2,004	5.83	87	1.39	44,062,918	6,258,197	5,157.65
東京都	83	19,163	23,315	26,421	88.24%	42,478	319	4,474	10.53	99	0.74	4,050,152	13,333,360	2,190.93
神奈川県	58	9,677	18,099	20,083	90.12%	27,776	305	2,040	7.34	86	0.94	2,569,580	9,104,422	2,415.83
新潟県	41	3,289	38,121	40,583	93.93%	41,410	1780	576	1.39	31	1.33	1,898,138	2,325,875	12,584.10
富山県	26	1,322	9,498	10,170	93.39%	10,820	1000	188	1.74	14	1.29	1,401,016	1,082,233	4,247.61
石川県	24	1,525	5,302	5,722	92.66%	6,827	590	240	3.52	9	0.78	344,206	1,156,292	4,186.09
福井県	19	1,239	5,797	5,991	96.76%	7,036	879	185	2.63	9	1.12	500,611	800,458	4,190.49
山梨県	17	1,181	15,174	16,239	93.44%	16,355	1917	354	2.16	15	1.76	630,034	853,152	4,465.27
長野県	60	2,480	35,311	37,151	95.05%	37,791	1769	820	2.17	27	1.26	1,579,629	2,135,762	13,561.56
岐阜県	46	2,730	20,770	22,404	92.71%	23,500	1130	674	2.87	29	1.39	3,428,286	2,080,497	10,621.29
静岡県	46	4,562	20,416	22,365	91.29%	24,978	662	1,079	4.32	40	1.06	3,709,410	3,775,742	7,777.42
愛知県	66	8,096	23,189	25,249	91.84%	31,285	417	2,022	6.46	75	1	3,013,588	7,504,139	5,172.48
三重県	28	2,493	13,847	14,530	95.30%	16,340	870	604	3.70	20	1.07	1,752,765	1,877,181	5,774.40
滋賀県	23	1,609	9,188	9,651	95.20%	10,797	761	405	3.75	10	0.7	808,182	1,419,178	4,017.38
京都府	32	3,367	17,838	19,821	90.00%	21,205	824	528	2.49	18	0.7	733,229	2,573,710	4,612.19
大阪府	76	9,950	10,476	11,163	93.85%	20,426	231	2,232	10.93	78	0.88	3,078,565	8,850,125	1,905.14
兵庫県	56	5,887	43,039	45,271	95.07%	48,926	873	1,608	3.29	62	1.11	2,493,654	5,603,838	8,400.96
奈良県	24	1,820	8,566	9,177	93.34%	10,386	746	467	4.50	16	1.15	692,344	1,391,805	3,690.94
和歌山県	30	1,475	11,872	12,568	94.46%	13,347	1333	293	2.20	12	1.2	622,321	1,001,553	4,724.69
鳥取県	13	800	5,127	5,463	93.85%	5,927	1021	203	3.43	7	1.21	414,769	580,233	3,507.05
島根県	20	1,159	12,222	13,394	91.25%	13,381	1902	293	2.19	8	1.14	479,395	703,499	6,708.24
岡山県	24	2,413	28,610	30,230	94.64%	31,023	1605	599	1.93	31	1.6	1,283,534	1,933,270	7,114.50
広島県	37	3,614	22,229	23,602	94.18%	25,843	903	859	3.32	43	1.5	1,987,499	2,861,425	8,479.45
山口県	29	1,948	13,322	14,695	90.66%	15,270	1072	422	2.76	20	1.4	930,855	1,424,561	6,112.30
徳島県	19	1,070	10,880	11,714	92.88%	11,950	1547	223	1.87	10	1.29	682,482	772,617	4,146.65
香川県	16	1,173	7,722	8,188	94.31%	8,895	890	323	3.63	14	1.4	697,754	999,744	1,876.72
愛媛県	25	1,820	20,451	21,742	94.06%	22,271	1568	422	1.89	24	1.69	696,184	1,420,255	5,676.11
高知県	19	1,158	8,256	8,823	93.57%	9,414	1268	297	3.15	17	2.29	665,842	742,619	7,103.93
福岡県	45	4,804	25,150	26,871	93.60%	29,954	582	1,394	4.65	53	1.03	2,647,882	5,144,124	4,986.40
佐賀県	15	1,091	19,283	20,247	95.24%	20,374	2416	259	1.27	5	0.59	436,421	843,305	2,440.68
長崎県	17	1,733	20,053	22,395	89.54%	21,786	1403	394	1.81	23	1.48	541,919	1,552,846	4,132.09
熊本県	25	2,309	34,372	36,527	94.10%	36,681	2027	546	1.49	17	0.94	767,137	1,809,595	7,409.35
大分県	18	1,615	15,525	16,784	92.50%	17,140	1445	379	2.21	20	1.69	1,064,170	1,186,039	6,340.71
宮崎県	13	1,204	14,829	16,002	92.67%	16,033	1426	480	2.99	19	1.69	724,486	1,124,189	7,735.31
鹿児島県	29	2,284	15,475	16,536	93.58%	17,759	1058	670	3.77	33	1.97	1,061,834	1,678,731	9,186.94
沖縄県	23	1,573	1,709	1,923	88.87%	3,282	226	531	16.18	8	0.55	364,176	1,449,819	2,281.12
合計	1,709	162,124	859,995	931,699	92.30%	1,022,119	798	39,046	3.82	1,551	1.21	114,784,533	128,104,801	372,968

人員数：平成 27 年 4 月 1 日現在

出火数：平成 27 年 1 月～12 月

消防組織割合：都道府県ごとの 10 万人あたりの消防組織人員数

出火負担率：消防組織全体人員 100 人あたりの出火負担件数

死者発生率：人口 10 万人あたりの死者数

人口：平成 27 年度消防防災・震災対策現況調査による（平成 27 年 3 月 31 日現在）

●出典

平成 27 年版 消防白書 消防庁／平成 27 年（1 月～12 月）における火災の概要（概数） 消防庁防災情報室／
消防団の組織概要等に関する調査の結果（平成 27 年 4 月 1 日現在） 消防庁

消防組織の負担

左頁の表より、消防組織が対応する**出火に限りて分析**を行った所、消防団員・消防職員の人員は、各地域ごとに定められていますが、**負担率に差**があります。

例えば、**人口が全国 5 番目に多い埼玉県**は、それに伴い**出火件数も全国 6 位**と多くなっています。しかしながら、消防組織全体人員は**20 位**となっており、結果、出火おける負担（100 人当たりの出火負担率）が**4 位**と大変重くなっています。左頁**赤枠**の**出火負担率**をご参照ください。

	人	口	消防組織全体人員	消防団員	出火件数	出火負担率
1 位	東京都	13,333,360	兵庫県 48,926	兵庫県 43,039	東京都 4,474	沖縄県 16.18
2 位	神奈川県	9,104,422	東京都 42,478	新潟県 38,121	大阪府 2,232	大阪府 10.93
3 位	大阪府	8,850,125	新潟県 41,410	長野県 35,311	神奈川県 2,040	東京都 10.53
4 位	愛知県	7,504,139	長野県 37,791	熊本県 34,372	愛知県 2,022	埼玉県 8.76
5 位	埼玉県 7,306,325		熊本県 36,681	福島県 34,094	千葉県 2,004	神奈川県 7.34
6 位	千葉県	6,258,197	福島県 36,568	岡山県 28,610	埼玉県 1,983	愛知県 6.46
7 位	兵庫県	5,603,838	北海道 34,784	千葉県 26,368	北海道 1,904	群馬県 6.14
8 位	北海道	5,412,731	千葉県 34,358	北海道 25,686	兵庫県 1,608	千葉県 5.83
9 位	福岡県	5,144,124	愛知県 31,285	山形県 25,562	福岡県 1,394	北海道 5.47
10 位	静岡県	3,775,742	岡山県 31,023	福岡県 25,150	茨城県 1,154	福岡県 4.65

(20 位 埼玉県 22,638) (31 位 埼玉県 22,638)

(人)

(人)

(人)

(件)

(件)

上記は、出火に限ったものであり、消防組織の任務は救急・救助・災害対応など多岐に渡ります。

しかし、消防組織の全体人員が必ずしも人口に即したものではありませんことがわかります。また、消防組織の人員が充実している都道府県は、消防団員の人員が多く見受けられます。

③消防団員数の減少対策

消防団員の減少理由

消防団員の減少理由から、対策を検討していく必要があります。

(1) 減少理由

- ・若年層の人口減少
- ・農村・中山間地域の人口減少
- ・高齢化による退団
- ・体力・勤務内容を理由とした退団

また、消防団員については下記の理由等により、**定数削減**も行われています。

(2) 定数削減理由

- ・消防の常備化
- ・市町村合併
- ・定数の確保が困難
- ・市町村財政の窮乏
- ・市町村人口の減少

●出典：平成 17 年 1 月消防団員の活動環境整備の在り方について
(消防団員の活動環境の整備に関する 調査検討会)

「消防の常備化」に伴う定数削減は、正当な理由と考えられます。

「市町村合併」を理由にした定数削減も一部にありますが、**合併による防災力の低下**は避けなければなりません。

また、「**定数の確保が困難なため、定数を削減する**」というのは、本末転倒ではないでしょうか。「財政の窮乏」、「人口減少」といった市町村としての切実な状況もありますが、人口が減少したからといって、自然災害が減少するわけではなく、一定の水準は保たれるべきです。



消防団への入団意識の低下

平成 24 年 8 月に行われた世論調査では、「あなたは、もし、**消防団に入団してほしい**と言われたらどうされますか」と聞いています。

- ①入る 17.5%
- ②入らない 72.6%
- ③すでに入っている、または入っていた 4.8%
- ④わからない 11.1%

一方、「**身近な人が消防団に入団**することに対する賛否」についての回答は下記の通りです。

- ・賛成する (小計) 80.8%
 - ・賛成する 47.9%
 - ・どちらかといえば賛成する 32.9%
- ・反対する (小計) 8.6%
 - ・どちらかといえば反対す 5.6%
 - ・反対する 3.0%
- ・わからない 10.6%

この結果をみると、いかに**消防を人任せ**にしているかが見えてきます。

また、入らない理由としては、下記理由が上位に挙げられます。

- 1 位 体力に自信がない 46.7%
- 2 位 高齢である 39.3%
- 3 位 職業と両立しそうにないと思う 29.6%
- 4 位 男の役割だと思っている 16.9%
- 5 位 活動の内容がよくわからない 10.9%

●出典：「消防に関する特別世論調査」の概要
(平成 24 年 10 月 4 日 内閣府政府広報室)

減少への対策

消防団員の減少については、消防庁において、下記のような検討がなされています。

(1) 処遇の改善

ア **活動内容に応じた処遇の改善は重要**であり、特に地震、風水害などの長時間(長期間)の活動を余儀なくされる大規模災害時の出動手当は充実すべき。

イ 報酬、出動手当は団員本人に**直接支給**することとし、団活動に要する**経費(燃料費、通信運搬費等)**は別途予算措置をすべき。

ウ 災害時の団員家族の安否確認の方法など**家族を含めた安全対策**を平常時から検討すべき。

エ 消防団員の**退職報償金制度**などのあり方についても検討すべき。

(2) 事業所への働きかけ

団員に占める被雇用者の比率が高まっており、勤務先の消防団活動への理解は不可欠である。被雇用者団員の場合、特に勤務先の事業所が住所地と離れている状況では、入団の意志があっても、団員としての活動が制約されることから、入団を辞退してしまうことや、仮に団員になっても、事業所への遠慮から訓練等に参加できないといった状況がある。消防団員であること、消防団活動を行うことが、**広く社会全体で評価されること、勤務先の事業所でもプラスに評価される**ようにしていくことが望まれる。**国等による経済団体などへの働きかけ**も重要である。

また、消防団活動に理解のある事業所への表彰や、平成 18 年度から始められた「**消防団協力事業所表示制度**」などの取り組みも重要である。

(3) 地域ぐるみの取り組み

地域に密着した存在である以上、消防団の活動には**地域の理解**が欠かせない。そこで、消防団への支援としてサービスを提供する消防団サポート店の制度といった取り組みが進められている。

埼玉県での取り組み

平成 28 年 11 月 1 日より、「埼玉県消防団応援プロジェクト」が始まりました。消防団員に配布する「消防団員カード」を消防団応援の店で提示するか、消防団応援の店から事前にいただいたクーポン券等の利用により、割引などのさまざまなサービスが受けられる消防団員への優遇制度です。

消防団応援の店は、「消防団応援の店表示証」を掲示します。

また、この取り組みは全国的な動きがあり、今後「全国消防団応援の店」も広がっていくことが期待されています。



(4) より多様で魅力ある消防団へ

「消防団の良いところ」、「消防団だからできること」を積極的に発信するとともに、そのような**消防団の活動を PR** することも重要と考える。「消防団は上下関係が厳しい。訓練が大変」といったことがマイナスのイメージとして捉えられる場合もあるが、訓練を行い、指揮命令系統を確立することで、団員の安全を確保しつつ、住民の命を守るために活動できる。

一方で、より**多様な人材**を求め、地域の特性に応じた多様な活動を行うことにより、若者らにとって、より魅力的な消防団にしていく努力も大切と考える。

また、**女性消防団員**の数は増えつつあり、**応急手当・火災予防の普及啓発から消火活動まで**、消防団活動の幅が広がってきている。さらに、消防団員を増やすため、女性が消防団に入団しやすいような環境整備（更衣室、ロッカーなど）や軽量の資機材の導入などが望まれる。

機能別分団・機能別団員の仕組みが取り入れられた。**重機などを扱う専門の隊や、医師や看護師などその技術・専門性を活かした団員**など「非常勤の消防団員」という特性を活かして、大規模災害時には、消防本部や消防団、他の部隊と連携した取り組みが期待される。

●出典：東日本大震災を踏まえた大規模災害時における 消防団活動のあり方等に関する検討会 報告書
平成 24 年 8 月 消防庁国民保護・防災部防災課

消防団員数確保へ

世論調査の結果などから見えてきたのは、消防を人任せにしている現実。そして、そのような状況下で活動をしている**消防団の方への補償や報酬が十分になされていない**ということです。入団促進という意味合いも含めて、待遇への検討が必要です。また、**団員を抱える企業・団体**については社会貢献という面から見て、行政から何らかの評価・待遇がなされるべきと考えます。それにより、雇用側からも積極的に社員の消防団への加入促進の動きがなされるでしょう。

また、女性団員については、**災害の際の被災者のケアや防災啓発運動など、女性でなくてはできない活動**に対し、大きな期待が寄せられています。したがって、女性団員への社会の理解や、加入促進に向けて、更なる PR 活動が必要になってくると考えます。



消防団員確保についての県議会における一般質問

(平成 28 年 3 月 1 日)

【小久保】 東日本大震災発生から 5 年が経過。凄惨を極めた震災の記憶は、決して忘れてはならない教訓として未来に伝えていく必要がある。

近い将来、大規模地震や津波の発生が懸念され、昨今、局地的豪雨や大雪、火山噴火、竜巻といった予期せぬ災害が頻発しており、**県民の生命や財産の安全確保が喫緊の課題**である。そうした中、消防団員は消防本部や消防署と連携し、災害や事故の発生に際し、いち早く最前線に赴くことで、**地域防災力の中核**を担っている。消防団は、市町村ごとに配置され、地域密着や即時対応、要員の動員力に特徴があるが、その機能を活かす為、地域で必要な消防団員数を確保しなければならない。

しかし、急速な少子高齢化や過疎化、更には遠方に勤める方が増え、私の地元でも**消防団員の確保に苦慮**している。

消防団の実態やその重要性が県民に十分周知されていない現状では、地域において団員の増員は難しい。現に消防団員数は昭和 20 年代をピークに年々減少している。消防団員の確保にどのような手立てを講じているのか、危機管理防災部長に伺いたい。

【危機管理防災部長】 先日、所沢市で発生したタワーマンションの火災では、113 名の消防団員が参集し、火災現場から消火活動の妨げになるものを運び出したり、避難誘導を行うなど、**住民の安全確保に大きな役割**を果たした。

こうした消防団員の活躍を広く県民の皆様知ってもらうことは、消防団員の確保のために大変重要なことである。県では、今年度の新たな取組として、「**県下一斉 P R**」のイベントを 9 月と 11 月の 2 回にわたり実施した。県内全市町村において消防団員など延べ 4,000 人が参加して、消防団の活動や団への加入促進を県民の皆様に向けて強くアピールを行った。

市町村によれば、この P R イベントをきっかけに消防団に入団される方も出るなど、目に見える効果も出始めている。

また、消防団員の報酬について、国は 1 人年額 36,500 円以上を基準としている。そこで県では、これに満たない市町村に対し、報酬の引上げをお願いをしてきた。

結果、61 市町村が国の基準額以上の報酬となっており、残りの 1 市 1 町においても、引上げが検討されている。

今後も市町村、消防団と密接に連携し、消防団員の確保に努めていく。

P.6 の世論調査結果により、「消防団に入団してほしい」と言われた場合の回答として、**17.5% の方が「入る」と回答**しています。

消防自動車を間近で見たり、直接団員の方に話が聞ける P R 活動は非常に有効と考えます。



嵐山消防団の P R 風景（嵐山まつり）

2. 消防団の装備

消防団の装備の基準

消防団の装備は、消防庁より公示されている「**消防団の装備の基準**」により、配備されています。直近の改正は平成 26 年 2 月 7 日で、これは、平成 25 年 12 月 13 日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布・施行されたことによるものです。

(1) 改正の趣旨

- 1 東日本大震災において、多数の消防団員が犠牲となったことを踏まえ、「**救助用半長靴**」や「**救命胴衣**」等の消防団員の安全確保のための装備を充実することとしたこと。
- 2 消防団の情報収集、共有、発信機能を強化するとともに、他機関との連携の円滑化に資する「**携帯用無線機**」や「**トランシーバー**」等の双方向の情報伝達が可能な装備を充実することとしたこと。
- 3 大規模災害に対応するため、「**チェーンソー**」や「**油圧ジャッキ**」等の救助活動用資機材を充実することとしたこと。

(2) 改正の背景

東日本大震災においては、254 名にも上る消防団員が犠牲となりました。その犠牲の要因は次のように分析されています。

- ・想像を超えた津波
- ・津波の最前線 - 危険がひっ迫した状況での対応力を超える任務
- ・**情報の不足**
- ・地域住民の防災意識の不足

特に情報の不足については、多くの**消防団員はラジオにより情報を入手**しており、防災無線を使っていた団員は少数派でした。これを受け、(1) - 2 のように、『**携帯用無線機**」や「**トランシーバー**」等の双方向の情報伝達が可能な装備を充実することとした』という状況ですが、消防無線を受信する携帯用無線機（デジタル受令機）については、殆どの隊員に行き渡っていない状況です。

携帯用無線機（受令機）についての県議会における一般質問

(平成 28 年 3 月 1 日)

【小久保】 消防署や消防団が使用する無線がアナログからデジタル方式に移行するため、既存の**アナログ受令機**は使用出来なくなる。団員は受令機で消防署から出動命令を聞き、現場に急行している。これまで通り、現場を担う団員隅々まで情報や命令が迅速に伝わるよう、**デジタル受令機**を配布してほしい。

地域によっては、受令機が無い場合、メールで対応しているが、メール送信は受令機での指令後になり、5 分から 10 分、時間を要する。これは消防にとって命取りである。

また、現場が消防署から遠方の場合、どうしても消防署員の駆け付けに時間を要することも想定されるが、その際は、地元消防団員の出動が何より重要となる。**受令機で、消防署員と同時に指令を聞いた消防団員は、いち早く駆け付け、火災を未然に防いだケースも複数あるとのこと。**

本県としてどのような支援が可能なのか伺いたい。





【危機管理防災部長】 平成 26 年 2 月に「消防団の装備の基準」が改正され、班長以上の階級にある消防団員に「**デジタル携帯用無線機**」を配備することとされた。

消防団の装備費用は、国により交付税措置がされているが、デジタル無線機は高額であり、短期間で国の基準どおりに配備することが困難な状況である。

そこで、消防団や市町村の実情を直接、県として、総務省消防庁に伝え、対応を依頼。これは全国的な課題でもあり、他の都道府県と協調して引き続き国に対し、交付税措置額の引上げや、**より安価にデジタル携帯用無線機を購入できる仕組み**の構築などについて、しっかりと要望していく。

デジタル携帯用無線機（受令機）

- ・ 価格：30 万円台後半～50 万円台（／台）（参考：トランシーバー：4 万円台後半～6 万円台）
- ・ 高額な理由：受信範囲が広く、1 対 1 の通話や通話内容が秘匿できるなど、トランシーバーとは比較にならないほど高機能。また、利用は消防機関に限られているため、取り扱うメーカーが少なく、価格競争が働きにくい。しかし、大量にまとめて発注すれば値引きの可能性がある。

デジタル携帯用無線機導入に向けて

埼玉県としては、平成 28 年 7 月 27 日に都道府県消防防災・危機管理部局長会を通して、消防庁長官に要望を行いました。

【要望要旨】

- ・ 現在講じられている地方交付税措置は、消防団の装備の基準に見合った額となっていないことから、地方交付税措置額を引き上げること。
- ・ 簡易無線機などと同様な価格帯で「消防用または防災行政用の無線局の携帯用無線機」を購入できる仕組みを国により構築すること。

デジタル携帯用無線機については、火災はもちろん、地震などの災害のことを考えれば、まさに命綱です。

携帯電話は一般住民が利用するため、大規模災害時には混雑し、使用できない可能性があります。また、本部からの指令を団員全員が一度に聞くことはできません。

消防は迅速な判断が一人一人に求められます。危険な任務を負う消防団員には、高額であっても無線機を導入する意味があるのではないのでしょうか。



小川消防団消防特別点検

3. 消防自動車の免許

消防自動車は現在、普通免許で運転が可能です。しかし、平成 29 年 3 月 12 日施行の改正道路交通法により、その多くが準中型自動車に位置付けられることになります。

現在、普通免許を持っている方については、そのまま継続的に運転が可能ですが、施行日以降に免許を取った方については、別途「準中型自動車免許」を取得しなければ、**消防ポンプ車を運転できない**状況となります。

これは即ち、若者の入団の妨げとなり、入団しても免許取得までは消防自動車を運転できない状況になります。しかも、現在の状況では**取得費用は自費**となるのです。

消防自動車の免許についての県議会における一般質問

(平成 28 年 3 月 1 日)

【小久保】 道路交通法が改正され、自動車の種類として新たに「準中型自動車」が設けられたため、消防団が使用する消防自動車に**普通免許では乗れなくなる**。消防団員は安全講習を受け、安全な運転技術があるが特例措置はないのか。新たに免許取得が必要ならば、**自前で負担しなければならないのか**。

【危機管理防災部長】 「準中型自動車」の定義は、今後、道路交通法施行規則で定められるが、消防団車両の主流である総重量 5 トンクラスの**消防ポンプ自動車は、普通免許で運転できなくなる可能性**がある。

但し、現行の普通免許を有している者については特例措置があり、総重量 5 トンまでの車を運転することが可能。従って、現在、普通免許を有している団員については、特段の支障は生じない。

一方、改正道路交通法施行後に新たに普通免許を取得する場合は、特例措置が適用されず、消防ポンプ自動車の運転ができなくなる。

そこで県では、全国都道府県消防防災・危機管理部局長会の会長県として、国に対し、消防用自動車限定免許の新設や消防団員の**運転免許取得経費に対する助成制度**の創設について、要望を行った。

今後も国の動向を注視し、消防団の活動に支障を来たさないよう働き掛けていく。

消防自動車の運転免許助成への動き

埼玉県としては、前項のデジタル携帯用無線機と同じく本年 7 月に、都道府県消防防災・危機管理部局長会を通して、消防庁長官に要望を行いました。

【要望要旨】

新規に普通免許を取得する消防団員が準中型免許を取得する経費については、助成制度もしくは国の負担とするなどの財政支援措置を創設すること。

次世代の消防団員獲得のため、必須の措置であり、早期回答が待たれるところです。

ときがわ消防団消防特別点検





「消防団の現状」県政報告まとめ

本年3月の一般質問で、消防団について質問をさせて頂いた後、4月14日に熊本地震が発生しました。その後、5月16日に茨城県南部地震、この県政報告を編集している11月22日にも福島県沖で地震が発生し、テレビ・ラジオで津波警報が繰り返し流されました。

他にも大雨や台風による被害も多く、改めて災害の多い国に住んでいることを実感し、消防団の重要性を痛感いたしました。

先日、各町の消防団消防特別点検が行われ、団員の皆様の真摯な訓練の成果を拝見させていただきました。

皆様の姿勢に応えられるよう、要望後の進捗について回答が出次第、逐次報告をさせていただきます。

消防団入団について

消防団の入団については、各町の消防団にお問い合わせください。



■小久保憲一事務所

住所 〒355-0328
埼玉県比企郡小川町大塚 21-1

TEL 0493-81-4896

FAX 048-611-7711

開所時間 9:00 ~ 17:00 [土日祝休]

■小久保憲一プロフィール

- 昭和49年 小川町生まれ、小川町在住
- 平成10年 早稲田大学 教育学部国語国文学科卒業
大学卒業後は衆議院議員秘書として、13年間勤務
- 平成27年4月 埼玉県議会議員二期目当選
- 平成28年度委員会
環境農林委員会 委員長
自然再生・循環社会対策特別委員会 副委員長
- 自民党所属



■埼玉県 西第13区